

道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）	1
○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）	2

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等） 第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。 一～十二 （略） 十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するた めの施設及び自動車修理所 十四 （略）</p>	<p>（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等） 第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。 一～十二 （略） 十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所 十四 （略）</p>

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

※脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和六年四月一日施行）による改正後のもの
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（道路内に建築することができる建築物に関する基準等） 第四百五十五条（略）</p> <p>2 法第四十四条第一項第四号の政令で定める建築物は、道路（高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。））、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供するものを除く。）の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、特定主要構造部が耐火構造であるか又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動車のみ交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び自動車修理所（高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。）とする。</p> <p>一 一三（略）</p>	<p>（道路内に建築することができる建築物に関する基準等） 第四百五十五条（略）</p> <p>2 法第四十四条第一項第四号の政令で定める建築物は、道路（高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。））、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供するものを除く。）の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、特定主要構造部が耐火構造であるか又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動車のみ交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所及び自動車修理所（高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。）とする。</p> <p>一 一三（略）</p>